

第四十回国 参議院運輸委員会會議録第七号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午後一時四十分開会

委員の異動

本日委員野溝勝君、相澤重明君及び中村順造君辞任につき、その補欠として、小酒井義男君、安田敏雄君及び荒木正三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 村松 久義君

理事 金丸 富夫君 谷口 慶吉君 大倉 精一君

委員 江藤 智君 大野木秀次郎君 重宗 雄三君 鳥島徳次郎君 平島 敏夫君 前田佳都男君 荒木正三郎君 重盛 壽治君 安田 敏雄君 加賀山之雄君

國務大臣

運輸大臣 齋藤 昇君

政府委員 運輸政務次官 有馬 英治君 運輸大臣官房長 廣瀬 眞一君 運輸省海運局長 辻 章男君 運輸省船員局長 若狹 得治君

事務局側 常任委員 古谷 善亮君 会専門員

説明員

海上保安庁 松野 清秀君 警備救難監

本日の會議に付した案件

○港域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○船舶職員法の一部を改正する法律案(第三十九回国会内閣提出)(継続案件)

○委員長(村松久義君) ただいまより委員會を開会いたします。

まず委員の変更について御報告いたします。

本日、野溝勝君が辞任され、その補欠として小酒井義男君が選任されました。

○委員長(村松久義君) 次に、港域法の一部を改正する法律案を議題といたします。

速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(村松久義君) 速記を始め

これより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大倉精一君 本議案に関連いたしました、この際お伺いしたいのですけれども、先般東京港において船の衝突沈没事件があったのですが、あの原因、経過について御説明を願いたいと思

○説明員(松野清秀君) 去る十三日の朝、東京港内で発生しました太平洋海運産業所有の真照丸千五百六十三トンと

大阪商船株式会社所有の白雲丸二千二百七十八トンとの衝突事件につきまして、まず経過の概要を御説明申し上げます。

当時、真照丸のほうは、これは東京港の晴海埠頭に向けまして入港の途上にあつたのでございしますが、これと、当時東京の晴海埠頭から出港の途上にありました白雲丸とが、十三日の午前七時ごろ東京港の第二台場と第五台場の間付近で衝突いたしました。真照丸のほうは、その水路の第五台場寄り、つまり西側のほうに沈没いたしましたのでござい

ます。幸いにして人命には異常はなかつたのでございしますが、若干航路障害になつておる状態でございます。

なお、この衝突の原因につきまして、もちろん海上保安庁におきましても調査はいたしておりますが、まだ結論は出ておりません。

なお御承知のように、東京港内におきましては、ただいま申しました第二台場付近から外のほうに向けまして、約六千五百メートルにわたります。東京航路が設定されております。しかし、狭いところでは百数十メートルの航路幅でござい

ますし、また、港内も相当幅狭しておりますので、従来からこの東京港内におきましては、船舶の航行あるいは入出港等につきまして、若干の規制を加えて参つておるのでござい

ますが、今回衝突いたしました地点は、ちょうど航路の幅が約百六十メートルであります。しかも今度の衝突によりまして、真照丸のほう

が沈没いたしましたために、航路幅が約百十メートルくらいに狭くなつております。そういうような關係で、従来から行なつて参つておりましたいろいろな航行上あるいは入出港に関する規制を、若干強化して現在に至つておる次第でございます

な。なお、この真照丸につきましては、今船主のほうで日本サルベージと契約をいたしまして、日本サルベージが除去に当たつております。目下のところ四月の上旬くらいまではかかるというふうに聞いております。しかし、いずれにしましても、航行を阻害する状態にありますので、できるだけ除去作業を急いでいただくように私どもとしても要望をいたしておる次第でございます。

大体経過は今申し上げましたとおりであります。

○大倉精一君 現在この航路の航行状況はどうかしてございますか。

○説明員(松野清秀君) 先ほど通常の状態よりは若干管制を強化してございまして、こ

う、いろいろなことを申しましたが、その内容について申し上げますと、従来は東京航路の航行につきましては、五千メートル以上の船につきましては、その航路では行き会わないように私どもの信号所が管制をいたしております。信号によりまして、その途中で行き会ふことのないように規制をいたしておる次第でございます

が、しかし、今回、しかし今回、今申しましたように非常に沈没船付近で航路が狭くなりましたので、現在に

おきましては、千トン以上の船につきまして、その沈没地点では行き会わないように管制をいたしておる次第でございます。

それからもう一つ、これは従来から三百トン以上の船につきましては、原則として夜間入港は禁止されておりますけれども、しかし状況によりましては港長がこの夜間入港を許可できることになつておりました。事実そのようにやつておつたのでござい

ますが、この事件以後におきましては、船舶の航行の安全上やむを得ませんので、三百トン以上の船につきましては、全面的に夜間入港を禁止しておるといふ状況になつております。それから雑種船、雑種船と申しますと、小さい船でござい

ますが、この雑種船につきましては、別に従来何ら規制がなかつたのでござい

ますが、沈没地点付近が非常に狭くなりましたので、そうした雑種船につきましては、その付近では航路の東側、つまり航路内の航行を禁止しまして、航路の東側を通るよう

に規制をいたしておる次第でございます。大体従来と変わつておりますのはその程度でございます。

○大倉精一君 そうしますと、東京港における月末ないし月初めの船込みが相当あつたと聞いておりますが、そういう状態のもとに航行の制限を強くすれば、勢い横浜なりどこかに船を回さなければならぬと思うのですが、そういう措置についても遺憾なくおやり

になつておるのですか。

○説明員(松野清秀君) 従来夜間入港も許可しておりますが、従来の実績では大体一日二隻から五隻程度夜間入港の数があつたわけでございますが、その程度でございますので、夜間入港を全面的に禁止しても大した影響はない、かように考えております。事実そういう状態にあると思ひます。

なお、滞船状況について申し上げます、現在大体毎日平均四十隻程度である昨年の十月ごろで七、八十隻あつたわけでございますが、その後自然に減つてきておるのでございますが、大体今後四十隻程度ということで、この事件によりまして航行管制を強化したために、非常に船込みに影響しているというふうには見ておりません。しかし、できるだけそういう意味におきまして航行管制を強化するとしまして、必要最小限度にしたい、こういう方針で対処いたして参りたいと思ひます。

○大倉精一君 最近港域内といひますか、区域内において船舶の接触なり衝突事件がちよゝいとあると聞いておるのですが、こういう事故に対する将来の対策——担当はどこかわかりませぬけれども——対策について、この際お聞かせ願ひませんか。

○説明員(松野清秀君) 東京港についてみましても、従来こういうような事件はちよゝと私どもの記憶にはないのでございますが、確かに狭い所では海難が起りやすいわけでありまして、特に東京港等につきましてもは相当な、平常時におきましても港則法並びに関係法令によりまして相当の規制を加えておるわけでありまして、した

が、そういうような規定に従つて航行していただければ、そう東京港のような所におきましてもこうした大きな海難が起る危険は少ないのじゃないか、私どもはそういうふうな考えは、したがって、港内の航行につきましては、できるだけ海事関係者に御協力願つて、そういう規定を守つていただくというふうに平素から私も努めております。今後もしそういうことはいきたいと思ひます。

○大倉精一君 大体航路幅が狭いんじゃないですか。ですから、根本的には航路幅を拡張しなければならぬと思ひますけれども、そういう声もいろいろあると思ひますが、そういう計画について説明願ひればけっこうだと思ひます。

○説明員(松野清秀君) 確かに今回事件が発生した場所でも、先ほど申しましたように、百六十メートルの幅です。これは確かに十分ではないと思ひます。したがって、それは幅を広げることが海難防止上非常に有効であることはそのとおりであると思ひます。しかし、こういうような航路の幅を広げるとかいうようなことにつきましては、直接には私どものほうの海上保安庁としましては担当しておりませんので、私どもの立場としては広いほうがいいことは申すまでもございませぬ。

○委員長(村松久義君) この際、委員の変更について御報告いたします。相澤重明君、中村順造君が辞任され、その補欠として安田敏雄君、荒木正三郎君が選任されました。

○大倉精一君 次に、港域法についてお尋ね申し上げますけれども、港域拡張あるいは変更に伴つて漁港との関係が出てくる、あるいは漁業との関係が出てくる、こういうような他の省庁との関連も出てくるわけなんです。これは、そういうような関係については、これは遺憾なくいつているのかどうかお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(辻堂男君) 港域の拡張の問題につきましては、よく漁業権との問題が出るのでございしますが、これはその現地々々におきまして、大体港灣管理者あるいは地方自治団体が中に入りまして解決するようにいたしております。

○大倉精一君 次に、海岸線の保全の問題についてお尋ね申し上げます。港域、たとへば今回の場合に、秋田港と船川港の港域を合併して秋田船川港域とする、こういう場合、今までもどこにも属してはなかつた海岸線といふものは、この港域内に含まれる、あるいは港灣区域内に含まれる、こういうことになれば、この海岸線における担当管理といひますか、これが今度港灣管理者のほうに移つてくる。こういう関係から予算の関係も出てくると思ひますけれども、そういう点についてはどうなつておるのですか。

○政府委員(辻堂男君) そういう点につきましては、関係の官庁との話し合ひは全部ついております。

○大倉精一君 本年度予算に計上してあるのですか、必要な予算は。

○政府委員(辻堂男君) 所要の予算につきましては本年度予算にも計上されております。

○委員長(村松久義君) ほかに御質疑はございませんか。——御質疑もなければ、これをもって質疑を終局し、討論に入ります。

港域法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村松久義君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願ひます。

○委員長(村松久義君) 次に、船舶職員法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑に入ります。御質疑を願ひます。

○委員(金丸富夫君) 船舶職員法の一部を改正する法律案につきましては、去る三十九国会に提案されましたが、参議院におきましては先議としてすでに質疑に入つておるものでございしますが、なお本国会においてこれを継続審議としてこれより質疑に入るにございまして、は、参考人の意見の聴取、またその他の一般の取り扱ひにつきましても、意見を異にする向きもございまして、いまだその調整が十分にできていないように思ひますので、すぐにこの調整を行なひまして、次の委員会から具体的に質疑に入るようにしたいと思ひます。

○大倉精一君 今、次の委員会からというお話がありましたが、先ほどとも理事會においていろいろ協議をしたとおりに、本問題の取り扱ひについては、別に協議するよりに、委員長のほうで

取り計らいを願ひます。

○委員長(村松久義君) 金丸君の御発言は、趣旨としては別途に進行に關して協議をしたいという御趣旨のようには何いしましたが、さうに了解してよろしいですか。

○金丸富夫君 大倉委員の御意見も、究極するところ、これに対する具体的な進行方法をよく話し合おうということでございますので、別に差しつかへはないと思ひます。

○委員長(村松久義君) 御両者の発言は、趣旨において一致するものと考え、よろしゅうございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村松久義君) では金丸君の議事進行に關する発言に対して御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(村松久義君) 御異議ないと認めます。

本日はこの程度で散會をいたしませぬ。

午後二時散會

二月十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、鹿兒島港灣改修事業の早期完成等に関する請願(第二九二号)

第一二九二号 昭和三十七年二月八日受理

鹿兒島港灣改修事業の早期完成等に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町三七鹿

見島県土木協会内 横

山正元

紹介議員 田中 茂穂君

鹿兒島県は、全国一の多雨県であると

ともに、台風常襲地帯に加え特殊土じより地帯であるため、建設行政に多大の困難を伴っている。しかも、今日の市町村行財政は、なにごんにも国の施策が基本となつてゐる現状であるから、本県の特殊性に鑑み、昭和三十七年度国家予算の審議に当つては、(一)現在国において十箇年計画で改修に着手している鹿兒島港湾改修事業の年度別事業費を増額して早期完成を図ること、(二)地方港湾改修事業の国庫補助率四割を、重重港湾改修事業同様五割に引き上げるとともに、五箇年計画を短縮して事業の拡大を図り、もつて整備の促進を期すること、等特段の配慮をせられたいとの請願。

昭和三十七年二月二十二日印刷

昭和三十七年二月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局